

特別職等報酬審議会審議経過

答申	内容	改定率		適用日
S63.7.21	区議会議員、三役の報酬額の引き上げ	4.11%	平均	S63.4.1
H3.8.5	区議会議員、三役の報酬額の引き上げ	9.03%	平均	H3.5.1
H5.7.21	区議会議員、三役の報酬額の引き上げ	8.01%	平均	H5.4.1
H9.12.25	区議会議員、三役の報酬額の引き上げ	3.15%	平均	H10.4.1
H13.2.16	区議会議員政務調査費	新設		H13.4.1
H15.2.7	区議会議員、三役の報酬額の引き下げ	△0.77%	平均	H15.4.1
H18.8.8	① 区議会議員・三役の期末手当の算定方法の改定 ② 三役の退職手当の支給率の改定	期末手当の支給割合 3.55→3.60月 期末手当の支給方法 一般職員準拠 → 個別支給割合設定 退職手当の支給割合 区長 540/100 → 500/100 助役 400/100 → 360/100 収入役 300/100 → 270/100		H18.4.1 H18.4.1 H18.11.1
H19.11.14	区長・副区長の地域手当支給割合の固定化	13%→12%		H20.1.1
H22.1.13	① 区長・副区長の給料月額の下下げ ② 区議会議員、区長、副区長の期末手当支給月数に引下げ ※ 教育長の給料月額及び期末手当支給月数も引下げ	△0.39% 平均 3.60月→3.35月 △0.38% 3.60月→3.35月		H22.4.1 H22.2.26
H23.1.13	① 区長・副区長の給料月額の下下げ ② 区議会議員、区長、副区長の期末手当支給月数に引下げ ※ 教育長の給料月額及び期末手当支給月数も引下げ	△0.30% 平均 3.35月→3.20月 △0.26% 3.35月→3.20月		H23.4.1 H23.2.21
H24.1.11	① 区議会議員、区長、副区長の報酬額等の引下げ ※ 教育長の給料月額も引下げ	△0.20% △0.26%		H24.4.1
H25.1.10	① 区議会議員、区長、副区長の報酬額等の引下げ ※ 教育長の給料月額も引下げ	△0.19% △0.13%		H25.4.1
H25.8.8	① 区長、副区長の退職手当の支給割合の引下げ ※ 教育長の退職手当の支給割合も引下げ	退職手当の支給割合 区長 500/100 → 450/100 副区長 360/100 → 320/100 教育長 270/100 → 240/100		H25.11.1
H26.1.16	① 区議会議員、区長、副区長の報酬額等の据置き ※ 教育長の給料月額も据置き	-		-
H27.1.16	① 区議会議員、区長、副区長の報酬額等の据置き ② 新教育長移行に伴う、給料月額の設定	- 月額 819,000円		H27.7.1 (条例施行日はH27.4.1)
H28.1.15	① 区議会議員報酬額、並びに区長、副区長及び教育長の給料月額の上上げ ② 議員、区長、副区長及び教育長の期末手当支給月数の引き上げ	0.41% 3.20月→3.50月		H28.4.1 H28.4.1
H30.1.17	① 区議会議員報酬額、並びに区長、副区長及び教育長の給料月額の上上げ ② 議員、区長、副区長及び教育長の期末手当支給月数の引き上げ	0.28% 3.50月→3.70月		H30.4.1 H30.4.1
H30.5.11	① 区長、副区長及び教育長の退職手当の支給割合の引下げ	退職手当の支給割合 区長 450/100 → 440/100 副区長 320/100 → 310/100 教育長 240/100 → 230/100		H30.6.29
R3.1.13	① 区議会議員並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の期末手当支給月数の引き下げ	3.70月→3.65月		R3.2.26 (R3.4.1)
R4.1.12	① 区議会議員並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の期末手当支給月数の引き下げ	3.65月→3.50月		R3.2.25 (R4.4.1)
開催なし 条例改正のみ	① 特別職等に係る期末手当の支給月の変更等について	変更なし(3.50月) R5から3月期末廃止、 6月、12月に1.75月ずつ割り振り		R5.4.1
R6.1.11	① 区議会議員報酬額、並びに区長、副区長及び教育長の給料月額の上上げ ② 議員、区長、副区長及び教育長の期末手当支給月数の引き上げ	0.36% 3.50月→3.60月		R6.4.1